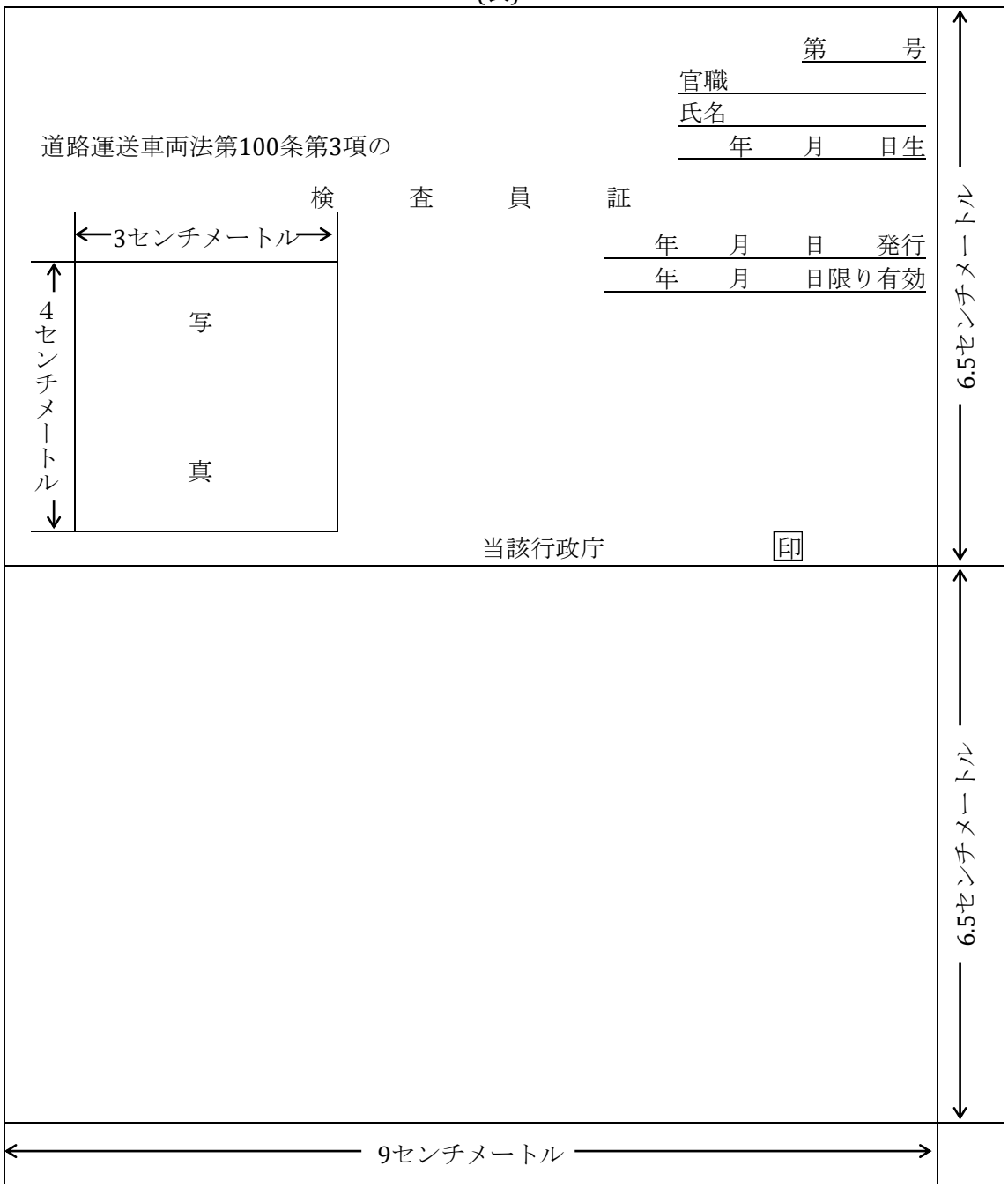
第二十二号様式(証票)(第六十五条関係)

(表)



(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第100条　当該行政庁は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

(1)　道路運送車両の所有者又は使用者
(2)　自動車登録番号標交付代行者
(3)　引取業者
(4)　第28条の3第1項の規定により封印の取付けの委託を受けた者
(5)　第29条第2項又は第30条の規定により届出をした者
(6)　第36条の2第1項の許可を受けた者
(7)　第55条第3項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者
(8)　第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者
(9)　第75条の2第1項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者
(10)　第75条の3第1項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者
(11)　自動車特定整備事業者
(12)　優良自動車整備事業者の認定を受けた者
(13)　指定自動車整備事業者
(14)　登録情報処理機関
(15)　登録情報提供機関
(16)　情報管理センター
(17)　第99条の3第1項の許可を受けた者

2　当該職員は、第75条の6第1項に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4　第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第110条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(9)　第100条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者